

### 資料 3 参考資料

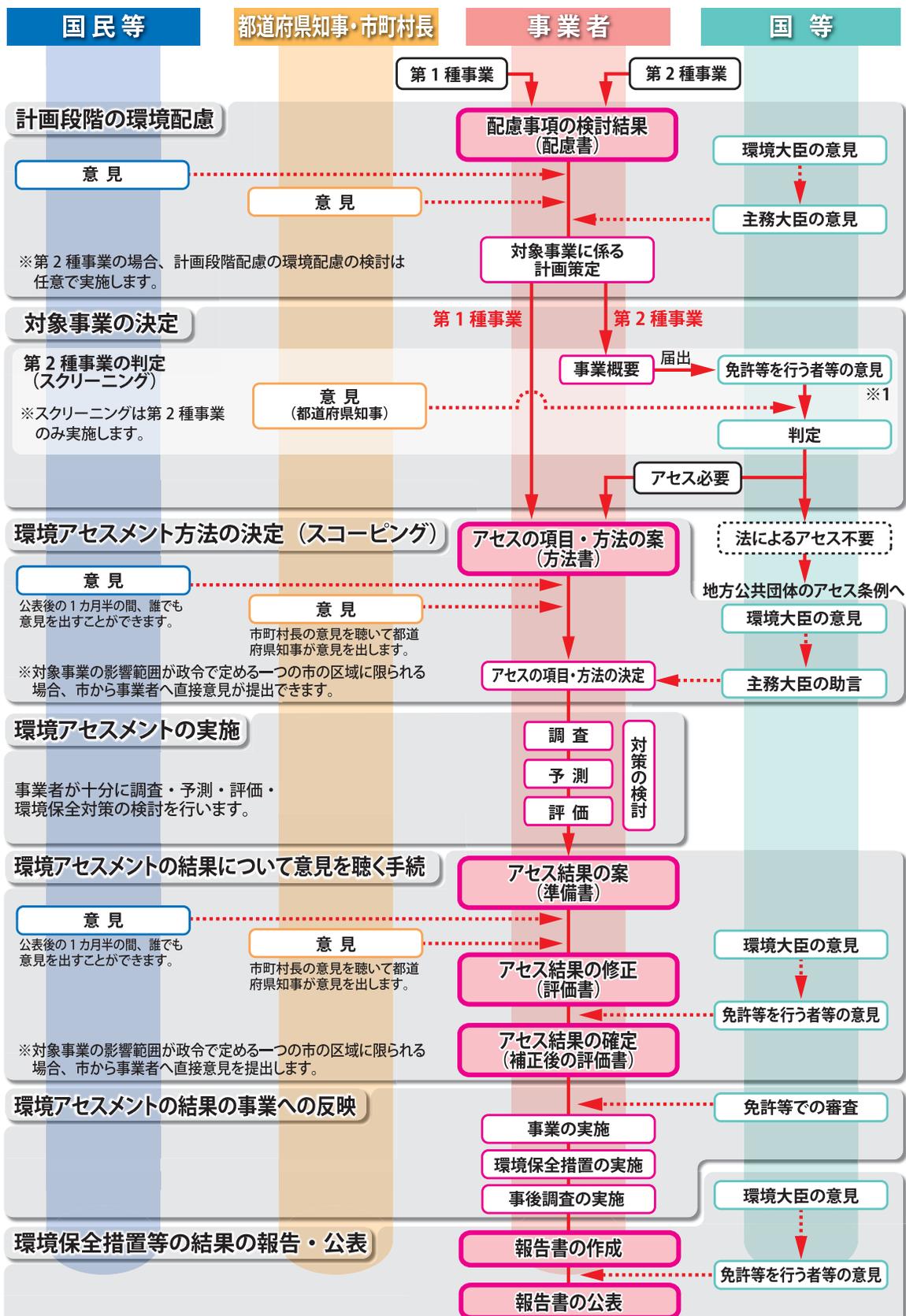
## 環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
<b>1 道路</b>		
高速自動車国道 首都高速道路など	すべて 4車線以上のもの	—
一般国道 林道	4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	4車線以上・7.5km～10km 幅員6.5m以上・15km～20km
<b>2 河川</b>		
ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha 土地改変面積75ha～100ha
<b>3 鉄道</b>		
新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	— 長さ7.5km～10km
<b>4 飛行場</b>	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
<b>5 発電所</b>		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
<b>6 廃棄物最終処分場</b>	面積30ha以上	面積25ha～30ha
<b>7 埋立て、干拓</b>	面積50ha超	面積40ha～50ha
<b>8 土地区画整理事業</b>	面積100ha以上	面積75ha～100ha
<b>9 新住宅市街地開発事業</b>	面積100ha以上	面積75ha～100ha
<b>10 工業団地造成事業</b>	面積100ha以上	面積75ha～100ha
<b>11 新都市基盤整備事業</b>	面積100ha以上	面積75ha～100ha
<b>12 流通業務団地造成事業</b>	面積100ha以上	面積75ha～100ha
<b>13 宅地の造成の事業（*1）</b>	面積100ha以上	面積75ha～100ha
○港湾計画（*2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

（\*1）「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

（\*2）港湾計画については、特例の手続を実施することとなる（14 ページ参照）。

# 環境アセスメントの手続の流れ



※1:「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④直轄事業を行う府省が含まれます。

→ 手続の主な流れ    - - - 手続への関わり

## ◎環境アセスメント根拠法令

### ・環境影響評価法（抜粋）

（配慮書の作成等）

第三条の三 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- 一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業の目的及び内容
- 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- 五 その他環境省令で定める事項

（配慮書についての意見の聴取）

第三条の七 第一種事業を実施しようとする者は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

- 2 前項の主務省令は、計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

- ・発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（抜粋）

（関係地方公共団体の長からの意見聴取の方法）

第十四条 配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は当該配慮書を添えて、当該関係地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して六十日程度の適切な期間を定めて行うものとする。

- 2 配慮書の案について、前条の規定により一般の意見を求めた場合は、同条第五項の規定により提出された意見の概要を記載した書類及び当該意見に対する第一種事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を前項に規定する書面に添えて関係地方公共団体の長に送付するよう努めるものとする。
- 3 関係地方公共団体である都道府県の知事（この条において「関係都道府県知事」という。）は、第一項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 4 前項の場合において、関係都道府県知事は、期間を指定して、配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体である市町村の長（この条において「関係市町村長」という。）の環境の保全の見地からの意見を求めることができるものとする。

- 5 第三項の場合において、関係都道府県知事は、前項の意見を勘案するとともに、第二項の各書類がある場合には、当該書類に記載された意見及び見解に配慮するよう努めるものとする。
- 6 第四条第二項第一号又は第二号に規定する地域の全部が法第十条第四項に規定する一の政令で定める市に限られる場合は、第三項から前項までの規定にかかわらず、当該市の長が第一項の書面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、関係都道府県知事は必要に応じ当該者に対し意見を述べるができるものとする。
- 7 第三項又は前項の規定により意見を述べた都道府県知事又は市長は、速やかに当該書面を経済産業大臣に送付するものとする。

・高知県環境影響評価条例

第9章 高知県環境影響評価技術審査会

(設置)

第38条 この条例の規定による環境影響評価等その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第39条 審査会は、委員15人以内で組織する。

(任命等)

第40条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第41条 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第42条 審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

・高知県環境影響評価条例施行規則 抜粋

第8章 高知県環境影響評価技術審査会

(審査会)

第69条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## ・高知県環境影響評価技術審査会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県環境影響評価条例(以下「条例」という。)第42条及び高知県環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、条例及び規則に定める事項のほか、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審査会の会議(以下「会議」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(委員の欠席の届出)

第3条 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ会長に申し出なければならない。

(会議)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、事業者その他委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 会議は、特に非公開とする必要があると認める場合を除くほか、公開とする。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の議事録)

第5条 会議の議事については、その概要を記載した議事録を作成し、議長及びその都度議長が指名した委員2名がこれに署名押印しなければならない。

附 則

この要領は、平成11年7月27日から施行する。